

## 令和3年第1回八雲町議会臨時会会議録

令和3年1月21日

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 令和2年度八雲町一般会計補正予算（第14号）
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について  
(奨学金の返還に関する訴えの提起について)
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について  
(奨学金の返還に関する訴えの提起について)
- 日程第 6 報告第 3 号 専決処分の報告について  
(奨学金の返還に関する訴えの提起について)
- 日程第 7 報告第 4 号 専決処分の報告について  
(奨学金の返還に関する訴えの提起について)

### ○出席議員（13名）

2番 関 口 正 博 君	3番 佐 藤 智 子 君
4番 横 田 喜世志 君	5番 斎 藤 實 君
6番 大久保 建 一 君	7番 赤 井 睦 美 君
9番 三 澤 公 雄 君	11番 牧 野 仁 君
12番 安 藤 辰 行 君	13番 宮 本 雅 晴 君
14番 千 葉 隆 君	副議長 15番 黒 島 竹 満 君
議 長 16番 能登谷 正 人 君	

### ○欠席議員（1名）

10番 田 中 裕 君

### ○欠 員（2名）

## ○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	吉田邦夫君
副町長	萬谷俊美君	総務課長	三澤聡君
総務課参事	岡島広幸君	併選挙管理委員会事務局長	
新幹線推進室長	阿部雄一君	政策推進課長	竹内友身君
会計管理者		財務課長	川崎芳則君
兼会計課長	馬着修一君	住民生活課長	川口拓也君
保健福祉課長	戸田淳君	公園緑地推進室長	佐々木裕一君
環境水道課長	田村春夫君	環境水道課参事	佐藤英彦君
水産課長	伊藤修君	商工観光労政課長	藤牧直人君
教育長	土井寿彦君	学校教育課長	石坂浩太郎君
社会教育課長			
兼図書館長	佐藤真理子君	体育課長	三坂亮司君
郷土資料館長			
町史編さん室長			
監査委員	千田健悦君	総合病院事務長	成田耕治君
総合病院庶務課長	竹内伸大君	総合病院医事課長	石黒陽子君
総合病院地域医療連携課長			
総合病院医事課参事	長谷川信義君		

### 【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	野口義人君	住民サービス課長	北川正敏君
兼熊石教育事務所長			
熊石国保病院事務長	福原光一君		

## ○出席事務局職員

事務局長	井口貴光君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	松田力君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時00分]

### ◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和3年1月21日招集、八雲町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から、11月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。

詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じご覧いただきたいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に関口正博君と三澤公雄君を指名いたします。

### ◎ 日程第2 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

### ◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（井口貴光君） ご報告いたします。

本臨時会に対し町長から提出された案件は、既に配布しております議案1件及び報告4件であります。

これら議案等説明のため、町長、教育委員会教育長、監査委員及び予め委任又は囑託を受けた説明員の出席を求めています。

本日の会議に、田中裕議員欠席、赤井睦美議員遅刻する旨の届け出がございます。

以上でございます。

### ◎ 日程第3 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第1号令和2年度八雲町一般会計補正予算第14

号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第1号令和2年度八雲町一般会計補正予算第14号についてご説明いたします。議案書1ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに4億7,943万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を194億9,136万6,000円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書8ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、12目地域振興対策費3億124万2,000円の追加は、ふるさと応援寄附金奨励事業の追加であり、本事業は先の令和2年第4回定例会補正予算第12号により予算の追加の議決をいただいたところでありますが、返礼品のお歳暮への利用などから寄附金が増加し、令和2年12月31日現在、17億9,877万6,000円の寄附をいただき、1月1日以降の寄附金を勘案すると先の補正時に想定した年間寄附金総額18億4,136万8,000円を上回る見込みであり、返礼品や寄付金、事務代行業務委託料など全般にわたり規定予算を超過する可能性があることから、予算の追加補正の必要が生じたものであります。

このため、令和2年度のふるさと応援寄附金の見込みを18億4,136万8,000円から20億3,695万7,000円に修正し、1億9,558万9,000円の増額に合わせた予算にしようとするもので、7節報償費から12節委託料まで増加に対応する返礼品及び事務経費のほか24節積立金に1億9,558万9,000円を追加しようとするものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費890万円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業であります。全国民を対象とした本事業は、ワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に摂取できるようにその準備を進めるため、接種体制確保に係る経費を追加しようとするもので、12節ワクチン接種券作成に伴う健康管理システム改修業務委託料351万5,000円をはじめ、17節にはワクチン低温管理用フリーザー2台分及び接種会場で利用するアコーディオン衝立12台分などの備品購入費222万7,000円のほか、1節報酬から11節役務費及び13節使用料及び賃借料に接種に係る事務経費を追加しようとするものであります。議案書10ページをお願いいたします。

7款1項商工費、2目商工振興費1億6,929万7,000円の追加は、町内循環型商品券発行事業であります。本事業は、長期化する新型コロナウイルス感染症による町内経済への影響と住民生活の疲弊の緩和を図るため、全町民を対象に町内商工事業者で利用できる一人1万円分の商品券を発行し、町内での消費拡大を促進し、商工事業者の事業継続と住民生活の支援を行うもので、18節に町内循環型商品券発行事業交付金1億6,000万円のほか、1節報酬から12節委託料までは、商品券印刷費運搬費のほか商品券発行にかかる事務経費を追加しようとするものであります。

なお、本事業においては令和3年度の完了を見込み、繰越明許費の設定を行うものであります。

以上、補正する歳出の合計は4億7,943万9,000円の追加であります。

続いて、歳入であります。議案書6ページをお願いいたします。

11款1項1目地方交付税1億9,490万3,000円の追加は、歳出に対応した普通交付税であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金890万円の追加は、歳出でご説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で歳出と同額であります。

18款1項寄附金、2目ふるさと応援寄附金、1億9,558万9,000円の追加は、歳出でご説明いたしましたふるさと応援寄附金の増加見込み額であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、2目ふるさと応援寄附金繰入金8,004万7,000円の追加は、ふるさと応援寄附金奨励事業の返礼品代及びその送料相当額に要する財源として計上しようとするものであります。

以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の4億7,943万9,000円の追加であります。

続いて、繰越明許費の補正であります。続いて3ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正は、歳出でご説明しました町内循環型商品券発行事業について追加する予算を令和3年度に繰り越し、限度額を設定の上、執行しようとするものであります。

以上で、議案第1号令和2年度八雲町一般会計補正予算第14号の説明といたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第4 報告第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、奨学金の返還に関する訴えの提起についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） それでは報告第1号専決処分の報告についてご説明いたします。議案書13ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。14ページをご覧ください。

本件は、奨学金の貸付けを受けて長期間にわたり返還しない者を被告とする訴えの提起について専決処分をしたものでございます。

訴えの提起の内容でございますが、1の当事者につきまして、原告となるべき者は八雲町長、被告となるべき者は神奈川県川崎市の在住者でございます。

2の訴えの要旨につきまして、被告となるべき者は町から奨学金の貸付けを受けておりましたが、長期間にわたり返還を怠り、町の再三にわたる催告にもかかわらずこれに応じなかったため、町は被告となるべき者の債権回収に係る一切の件について弁護士法人佐々木総合法律事務所へ委任し、本件奨学金の一括返還を請求したところ、被告となるべき者はこれに応じず、意思表示がなかったことから、今後も自主的な返還を期待することができない状況にあるため、本件奨学金の未返還金の支払いを求める訴えを提起するものであります。

3の請求の内容につきまして、(1)として、被告となるべき者は町に対し、貸付けを受けた奨学金33万円及び未返還金に対する各返還期限の翌日から返還済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。(2)として、訴訟費用は被告となるべき者の負担とし、以上の2点の判決並びに仮執行の宣言を求めるものでございます。

4の訴えの提起に至るまでの経過概要につきまして、町は被告となるべき者に対し平成7年5月に本件奨学金の貸付けを決定し、平成10年3月まで36万円の貸付けを行っておりましたが、被告となるべき者は、本件奨学金のうち平成11年度分から平成20年度分までの33万円の返還を怠ったものであります。そこで、町の代理人である弁護士は被告となるべき者に対し、令和2年7月31日付内容証明郵便で、受領後7日以内に本件奨学金の返還又は相談等の連絡がなければ法的措置に着手する意思表示をいたしました。被告となるべき者から指定期日を過ぎても何ら連絡もなく、本件奨学金の返還に応じないままでございます。よって、町は被告となるべき者に対し、本件奨学金の未返還金の支払いを求めるものでございます。

5の管轄裁判所につきましては八雲簡易裁判所で、6の訴訟に関する取扱いなどにつきましては、弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員 佐々木 泉顕氏ほかを代理人として上記訴えを提起するもので、被告となるべき者から未返還金を返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は和解するものであります。また、判決の結

果、必要がある場合は上訴するものでございます。

なお、訴えを提起する日につきましては、現在、代理人において準備しております、2月上旬を予定しております。

以上、報告第1号専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

### ◎ 日程第5 報告第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 報告第2号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、奨学金の返還に関する訴えの提起についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） それでは、報告第2号専決処分の報告についてご説明いたします。議案書16ページをご覧ください。

報告第1号と同様に、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。17ページをご覧ください。

本件は、報告第1号と同様に、奨学金の貸付けを受けて長期間にわたり返還しない者を被告とする訴えの提起について、専決処分をしたものでございます。

訴えの提起の内容でございますが、1の当事者につきましては、原告となるべき者は八雲町長、被告となるべき者は神奈川県横浜市の在住者でございます。

2の訴えの要旨につきましては、報告第1号と同様でございますので説明を省略させていただきます。3の請求の内容につきましては、(1)として、被告となるべき者は町に対し、貸付けを受けた奨学金9万6,000円及び未返還金に対する各返還期限の翌日から返還済みまでの年5分の割合による金員を支払うこと。(2)として、訴訟費用は被告となるべき者の負担とし、以上の2点の判決並びに仮執行の宣言を求めるものでございます。

4の訴えの提起に至るまでの経過概要につきましては、町は、被告となるべき者に対し平成元年4月に本件奨学金の貸付けを決定し、平成2年3月まで12万円の貸付けを行っておりますが、被告となるべき者は、本件奨学金のうち平成5年度分から平成12年度分までの9万6,000円の返還を怠ったものであります。そこで、町の代理人である弁護士は、被告となるべき者に対し、令和2年7月31日付内容証明郵便で、受領後7日以内に本件奨学金

の返還又は相談等の連絡がなければ法的措置に着手する意思表示をしましたが、被告となるべき者から指定期日を過ぎても何ら連絡もなく、本件奨学金の返還に応じないままであります。よって、町は、被告となるべき者に対し本件奨学金の未返還金の支払いを求めるものでございます。

5の管轄裁判所、6の訴訟に関する取扱いなどにつきましては、報告第1号と同様ですので、説明を省略させていただきます。

以上、報告第2号専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

○14番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 同様の専決処分が4件ありますが、報告第2号の部分の請求額が一番小さい9万6,000円なんですけれども。この場合4件ともそうなんです、少額訴訟とかそういう状況である実態でございますので、費用対効果で、確かに請求の訴訟費用、被告ということになっておりますけれども。この辺の判決の状況によっては請求と違う場面も出てくると思っておりますけれども、そういう場合も含めた想定する費用対効果の関係はどのような状況にあるのか伺います。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 費用対効果についてでございますが、弁護士の今回の委託・委任料につきましては、まず着手金ということで1件当たり5万円の着手金をお支払いしてございます。また、裁判に勝訴して返還があった場合については、成功報酬としてその返還があった額の10パーセントお支払いする契約となっております。また、裁判にかかる費用につきましては、この度の4件につきましては、すべて八雲簡易裁判所での審議になりますので、札幌の弁護士に委任してございますので、札幌から来るにあたって1回の審議につき5万円の費用がかかるということでございますが、今回この4件につきましてはまとめたかたちで、一度にまとめたかたちで審議をするようなことで話を聞いてございます。

費用対効果の部分でございますが、個別に見ると、例えば9万6,000円の方であると、5万円の着手金、成功報酬及び簡易裁判所に札幌から来ていただく費用等に考えると、費用対効果でいくと費用ほどの効果が見込めない場合があるかもしれませんが、この奨学金これまで多くの方に貸付してございますが、生活状況が厳しい中でも少額だったり分割等をして返還してきてる方も相当数ございますので、今回この4件の方々については、教育委員会サイドから催告等何回もしておりますが、何の連絡もなく誠意のある対応が見られないということで対応してございますので、そういったきちんと返済している方との公平性等も考えまして、この度弁護士に委任したかたちで法的措置ということをとらせていた

だいております。以上です。

○14 番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） 4件統括というかまとめた部分では、それなりの費用対効果というか統括されるという状況であることは分かりますけれども。その効果のうちで、やはり原則借りたものは返すということからすると、ある程度貸付のときにこういう実績があつて法的手段をしていますよと。返済しない場合には、裁判訴訟起こす場合も事例もありますよという部分を、ある程度周知していくというかそれも効果のうちの一つだと思うんですね。そういった部分の取り組みも今後考えているんですか。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 貸付の段階では返還計画というのを提出していただいております。今後そういった、もし予定どおり計画どおりの返還がされない場合については、こういった今年の取り組みもお知らせした中で計画的な償還について徹底していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

### ◎ 日程第6 報告第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 報告第3号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、奨学金の返還に関する訴えの提起についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） それでは、報告第3号専決処分の報告についてご説明いたします。議案書19ページをご覧ください。

報告第1号及び第2号と同様に、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。20ページをご覧ください。

本件は、報告第1号及び第2号と同様に、奨学金の貸付けを受けて長期間にわたり返還しない者を被告とする訴えの提起について、専決処分をしたものでございます。

訴えの提起の内容でございますが、1の当事者につきましては、原告となるべき者は八雲町長、被告となるべき者は富山県砺波市の在住者でございます。

2の訴えの要旨につきましては、報告第1号及び第2号と同様でございますので説明を

省略させていただき、3の請求の内容につきまして、(1)として、被告となるべき者は町に対し、貸付けを受けた奨学金15万8,000円及び未返還金に対する各返還期限の翌日から返還済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。(2)として、訴訟費用は被告となるべき者の負担とし、以上の2点の判決並びに仮執行の宣言を求めるものでございます。

4の訴えの提起に至るまでの経過概要につきまして、町は、被告となるべき者に対し、平成4年4月に本件奨学金の貸付けを決定し、平成7年3月まで36万の貸付けを行っておりますが、被告となるべき者は、本件奨学金のうち平成13年度分から平成17年度分までの15万8,000円の返還を怠ったものであります。そこで、町の代理人である弁護士は被告となるべき者に対し、令和2年7月31日付内容証明郵便で、受領後7日以内に本件奨学金の返還又は相談等の連絡がなければ法的措置に着手する意思表示をいたしました。被告となるべき者から指定期日を過ぎても何ら連絡もなく、本件奨学金の返還に応じないままであります。よって、町は、被告となるべき者に対し本件奨学金の未返還金の支払いを求めるものでございます。

5の管轄裁判所、6の訴訟に関する取扱いなどにつきましては、報告第1号及び第2号と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、報告第3号専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

#### ◎ 日程第7 報告第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 報告第4号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、奨学金の返還に関する訴えの提起についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） それでは、報告第4号専決処分の報告についてご説明いたします。議案書22ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。23ページをご覧ください。

本件は、報告第1号から第3号と同様に、奨学金の貸付けを受けて長期間にわたり返還しない者を被告とする訴えの提起について、専決処分をしたものであります。

訴えの提起の内容でございますが、1の当事者につきまして、原告となるべき者は八雲町長、被告となるべき者は愛知県安城市の在住者でございます。

2の訴えの要旨につきましては、報告第1号から第3号と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

3の請求の内容につきまして、(1)として、被告となるべき者は町に対し、貸付けを受けた奨学金21万9,000円及び未返還金に対する各返還期限の翌日から返還済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。(2)として、訴訟費用は被告となるべき者の負担とし、以上の2点の判決並びに仮執行の宣言を求めるものでございます。

4の訴えの提起に至るまでの経過概要につきまして、町は被告となるべき者に対し、平成22年12月に本件奨学金の貸付けを決定し、平成24年3月まで32万円の貸付けを行っておりますが、被告となるべき者は、本件奨学金のうち平成25年度分から令和元年度分までの償還予定額22万4,000円のうち21万9,000円の返還を怠ったものであります。そこで、町の代理人である弁護士は、被告となるべき者に対し、令和2年7月31日付内容証明郵便で、受領後7日以内に本件奨学金の返還又は相談等の連絡がなければ法的措置に着手する意思表示をいたしました。被告となるべき者からは1度応答があったものの、その後の連絡が途絶えており、本件奨学金の返還に応じないままであります。

よって、町は、被告となるべき者に対し本件奨学金の未返還金の支払いを求めるものでございます。

5の管轄裁判所、6の訴訟に関する取扱いなどにつきましては、報告第1号から第3号までと同様ですので、説明を省略させていただきます。

以上、報告第4号専決処分報告についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

○6番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○6番（大久保建一君） 報告4号でいけば、最終償還の年度って令和元年度なんですね。それで、報告2号でいけば最終償還の年度っていうのは、2号が多分これ一番古くて平成12年度なんですよ。ということは、2号については最終償還年度から20年くらい経過しているということになると思うんですね。それで、20年経過しているということは、年5分の利息であってもほぼ滞納額と同額の金額が利息として課されると思うんですよ。それで、この最終償還の予定日から3年経過しただけで法的措置をとるものと、20年間ずっとされていなかったものと、これは基準ってないんですかね。

払うほうにしても、ずっと長い年月が経ってしまっ利息が莫大になってしまっから払うのと、早いうちから法的措置を取られて利息が少ないうちに注意喚起されて払うのではちょっと違ってくると思うんですよ。その基準についてちょっとお知らせください。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 奨学金の未返還金のある、要するに滞納者に対する取り扱いについてでございますが。

これまで返還が遅れた方につきましては、督促や催告を年2回から3回してございました。それでその催告の結果、返還につながる場合もございますし、また、その催告の結果によって相談等もありまして、当初の計画とは違うけれども少額なり時間を掛けて返還をしたいという方については、今までそういった相談内容に応じて対応してきたところですが、大久保議員ご指摘のとおり、本当に長期間何の連絡もなかったという方々については、今年度初めて法的措置に移行したという状況でございます。

これまでは、自主的な返還を期待していた部分もありましたが、やっぱりその地道に返還している方との公平性の観点から、このままいつまでも放置できない。しかも、まして奨学金については私債権になるので、町としては財産調査権もございませんし、自力で本人に対して強制執行等はできない状況でございますので、滞納整理をすると強い姿勢で対応するというかたちで、今年度から弁護士に委託した中で滞納者の解消に努めるということで対応をとったところで、そういった相当長い期間何も返還がなかった方に対して、この度初めて法的措置をしたことによって、遅延損害金が発生する状況も出ているということでございます。

○6番（大久保健一君） 議長、大久保。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○6番（大久保健一君） 滞納者に対してこういう法的措置をとるとか、強い意思で臨むというのは悪いことではないと思うんですよ。平等な考えを持ってやれば、当然のことかと思うんですけれども。今回初めてこういう法的措置をとったということなんですけれども、取ったのであれば今後のことも考えて、ある程度何年経過して返答がない、全く応答がない場合にはもう法的措置に取り組みますよということは、基準化されたほうがいいんじゃないですか。それとも、もうされたんですか。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坂浩太郎君） ほかの滞納されている方、ほかにも滞納という遅れがちだとか少額で月々返済されている方もいまして、その方々については、今回、今年度弁護士に委託したのは7件でございます。この方々については、長期間滞納している方だとか、全く連絡がなくて誠意のある対応が見られなかった方について委託したわけですけれども。ほかの遅れがちな滞納者については、なにかしら相談があったり、少額なりの返還がある状況でございます。

それで、今後そういった方々の、ほかの滞納者がでる、発生することもあり得ますので、大久保議員おっしゃるとおり、今後ある程度の期間を長い間、ちょっと期間ははっきり言えませんが、今後そういった法的措置なり弁護士に委託する期間の年限の検討をしていきたいなと思います。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、令和3年第1回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

[閉会 午前10時40分]